

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>●仕様書 3. 業務の内容 (1) 調査研究 イ 研究班の設置 (継続) について</p> <p>➢ 「再委託に当たっては、環境省と協議した上で、研究班との間で必要となる事務処理を定めた要領を策定すること」とありますが、この要領においては、研究班が、経費計上の際に「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」に準拠した研究経費算出根拠資料となる支出証拠書類を受託者に提出する内容を盛り込む必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、受託者が、研究班から提出された支出証拠書類の精査を行い、支出された研究経費の妥当性を確認し、研究経費が適切に支出されるように適宜支援を行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>いずれもご認識のとおりです。</p>
2	<p>➢ 「研究班との間で必要となる事務処理を定めた要領」は、上記の各研究班から提出いただく書類の種類やその様式等に加え、研究経費の計上区分について各研究班が判断できるような説明など、各研究班との再委託 (契約から経費の精算終了まで) に際して必要となるあらゆる内容を盛り込んだものとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合のおおよそのページ数をご教示ください。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>必要な事項が含まれていればページ数には特に定めはありませんが、令和5年度は47ページでした。</p>
3	<p>➢ 「調査研究の実施に当たっては、環境省が指定する各主任研究者等の所属する研究機関に再委託を行うこと。」とあり、(別紙1) 「各研究班の研究内容」における疫学研究班以外の合計予定金額は4千万円以上となりますが、各研究機関へ先払いするという理解で間違いはないでしょうか。</p>	<p>各研究機関への支払い方法について特段の定めはありません。</p>
4	<p>➢ (別紙1) 「各研究班の研究内容」では、疫学研究班の予定金額の記載がありません。仕様書 3. 業務の内容 (2) 疫学研究班業務の内容及び貴省内で閲覧可能な「令和5年度ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究委託業務」に係る資料を基に見積もり、入札金額に含める必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
5	<p>●仕様書 3. 業務の内容 (2) 疫学研究班業務 ロ ジフェニルアルシン酸ばく露の慢性影響に関する前向き研究について</p> <p>➢ 「調査の説明、同意書の取得、調査票の配布・回収等は原則、医療手帳保持者 (141名程度) への訪問により行う。」とありますが、訪問先には茨城県神栖市以外の所在地が存在するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
6	<p>●仕様書 3. 業務の内容 (3) 診療記録写等収集業務 ロ 診療記録写及び健康診査管理システムデータにおける一部情報の収集について</p> <p>➢ 「指定医療機関 (115施設程度) 等」とあるのは、指定医療機関以外で医療手帳保持者の診療記録等があった場合は、収集対象となるということでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>